

公示番号：19a00732

国名：マラウイ

担当部署：評価部事業評価第一課

案件名：SWIFTの活用可能性に係る情報収集・確認調査（家計調査・モニタリング）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：家計調査・モニタリング
- (2) 格付：2号～3号
- (3) 業務の種類：その他（テーマ別評価）

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2020年1月下旬から2020年3月19日まで
- (2) 業務M/M：国内 0.70M/M、現地 0.80M/M、合計 1.50M/M
- (3) 業務日数：

国内準備期間	現地業務期間	国内整理期間
8日	24日	6日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：12月18日（水）（12時まで）
- (4) 提出方法：専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）への電子データの提出又は郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル）（いずれも提出期限時刻必着）
提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示情報／結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）
（https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf）をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2020年1月9日（木）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	24点
②業務実施上のバックアップ体制等	6点
- (2) 業務従事者の経験能力等：

①類似業務の経験	35点
②対象国又は同類似地域での業務経験	7点
③語学力	14点
④その他学位、資格等	14点

（計100点）

類似業務	家計調査に係る各種業務
対象国／類似地域	マラウイ／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ODA 事業において、極度の貧困状態にある人々や所得水準が下位にある人々の生活水準の改善といった上位目標に対し、事業そのものがどれだけ貢献しているかという問いに厳密に答えることができていない。その主な理由として、1) 家計調査におけるデータ収集に多大な費用がかかること、2) 調査設計から分析まで2、3年の時間がかかること、3) 分析に高度な技術を必要とすること等が挙げられる。

世界銀行（以下、世銀）が開発した SWIFT (Survey of Well-being via Instant and Frequent Tracking) と呼ばれるモニタリングツールは、既存の家計調査等と貧困指標等の関係性にかかる機械学習を用い、所得や貧困に関する指標をできる限り安価、迅速、かつ容易に設定し、データ収集することを可能とする。SWIFT を用い、有効な指標を特定した上で、ベースライン及びエンドライン等の調査を行うことで、所得や貧困率に及ぼした事業レベルのインパクトをより安価かつ簡便にモニタリング・評価することができる可能性がある。

SWIFT は、既に52か国、世銀グループの90以上の事業において実施されており、現在、マラウイにおいても、世銀の SWIFT チーム（以下、SWIFT チーム）が将来的な SWIFT の有効活用にむけ、基盤となる家計調査データを収集し、統合的なデータインフラを構築するパイロット事業を進めようとしている。

JICA 評価部は、上述世銀によりマラウイにて実施予定のデータインフラ構築・SWIFT の概要（家計調査内容、調査員に対するトレーニング内容・方法、統計局との契約内容等）及び、これまでの SWIFT を活用した事業モニタリング・評価における実績や留意点を考慮した上で、今後の JICA の事業評価において SWIFT の活用の可能性（マラウイでの世銀によるデータインフラ構築への参画の可否を含む）を検討していくため、必要となる基礎情報を収集することとした。

7. 業務の内容

本業務従事者は、マラウイで世銀が実施予定の SWIFT を用いたデータインフラの構築にかかる基礎情報（内容・方法及びプロセス等）やこれまでの SWIFT の活用状況に関する情報を収集、整理し、分析する。さらに、JICA の事業モニタリング・評価における SWIFT の有効的な活用可能性とその留意点等について総合的に検討し、提言として取りまとめ、監督職員に報告する。

具体的な業務内容は以下のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2020年1月下旬）

- ① SWIFT に関する既存資料、マニュアルや報告書等をレビューし、世銀が実施済の SWIFT と今後、マラウイで実施予定のデータインフラ構築におけるプロジェクトの全体像を把握、その実績や留意点を整理し、分析する。
- ② 現地調査における調査項目や方法等を検討し、監督職員とも協議の上、ワークプラン（英文）を作成し、JICA 評価部に提出する（評価部から、マラウイ事務所にデータ送付予定）。
- ③ 対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務期間（2020年1月下旬～2020年2月下旬）

- ① JICA マラウイ事務所等との打ち合わせに参加する。
- ② SWIFT チームやプロジェクト関係機関等との協議及び現地調査に参加し、以下の情報、資料を収集し、現状を把握する。
 - ア) データ収集委託先（マラウイ統計局を想定）の体制・能力
 - イ) 調査員に対するトレーニング内容・方法及び調査員のモニタリング方法等
 - ウ) マラウイにおける世銀以外の他ドナー・機関・NGO 等のデータインフラ構築及び SWIFT の活用に関する動向

- ③ 有識者・関係者へヒアリングを行い、JICA 事業の視点から、世銀がマラウイにおいて進めるデータインフラ構築への参画や SWIFT の活用可能性とその留意点等について、必要な情報を収集、分析する。
- ④ 現地業務結果報告書を作成し、現地調査結果について JICA マラウイ事務所等へ報告する。

(3) 帰国後整理期間（2020 年 2 月下旬～2020 年 3 月中旬）

- ① 有識者・関係者へヒアリングを行い、懸案事項等の確認を行う。
- ② 監督職員に対し、帰国報告会を実施する。
- ③ 業務完了報告書（和文）を作成し、監督職員に提出、報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) ワークプラン

本契約による業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

- ・ 英文 3 部（JICA 評価部、JICA マラウイ事務所、世界銀行へ各 1 部）

(2) 現地業務結果報告書

現地業務期間終了時に、現地関係者に現地業務結果を共有するためのもの。

- ・ 英文 2 部（JICA 評価部、JICA マラウイ事務所へ各 1 部）
- ・ 和文 2 部（JICA 評価部、JICA マラウイ事務所へ各 1 部）

(3) 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書は以下のとおり。尚、調査で収集したデータを添付すること。また体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

- ・ 業務完了報告書（和文 1 部）

(4) 収集資料

現地派遣期間中／国内作業期間中に収集した資料を可能な限りデータにして提出する。また、収集した資料のリストも添付すること。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒ヨハネスブルグ⇒リロンゲ⇒ヨハネスブルグ⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は、2020 年 1 月下旬～2 月下旬を予定しています。

本業務従事者は、JICA の調査団員に先行して現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下の通りです。

ア) 総括（JICA）

イ) 協力企画（JICA）

ウ) 家計調査・モニタリング（本コンサルタント）

③ 便宜供与内容

当機構マラウイ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

なし

ウ) 車両借上げ

あり

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

基本的には業務従事者が日程アレンジを行うことを想定していますが、必要に応じて適宜 JICA 評価部が調整します。

カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料が世界銀行の関連ウェブサイトで公開されています。

<http://pubdocs.worldbank.org/en/513261560825228202/061919-global-poverty-monitoring-Nobuo-Yoshida-Silvia-Malgioglio.pdf>

http://blogs.worldbank.org/opendata/new-monitoring-methods-and-tools-make-development-more-effective?cid=EXTIK_Tokyo_eNews_P_EXT

- ② 本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 途上国における家計調査や機械学習に係る知識・経験を有することが望ましい。
- ③ 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA マラウイ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」

(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務

を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上